

第7次出入国管理政策懇談会における「収容・送還に関する専門部会（仮称）」の開催について

令和元年9月
出入国在留管理庁

1 趣旨

かねてより退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由により、送還を忌避する者が相当数存在しており、実務上、迅速な送還の実現に対する大きな障害となっている。

そして、このような送還忌避者の中には、法律上、難民認定手続中は一律に送還が停止されることに着目し、この送還の停止を目的に申請していると思われる濫用・誤用的な難民認定申請者も少なからず見受けられ、これに対する適切な対応の必要性もかねてより指摘されているところである。

送還忌避者の増加は、我が国にとって好ましからざる外国人を強制的に国外に退去させるという退去強制制度の趣旨を没却するばかりか、退去強制を受ける者の収容の長期化の主要な要因ともなっている。

そして、送還忌避者の増加や収容の長期化が適正な出入国管理行政を害するものであることは明らかであることから、これらを防止する方策やその間の収容の在り方を検討することは、出入国管理行政にとって喫緊の課題である。

そこで、これら送還忌避者の収容・送還に関する問題を解決するため、今後、入管当局が採るべき具体的な方策について、現状や課題を踏まえつつ、専門的知見を有する有識者や実務者の方々に御議論いただくこととし、出入国管理政策懇談会に専門部会を設置することとしたい。

2 検討課題

送還忌避者の増加や収容の長期化を防止するための方策

3 専門部会のメンバー

メンバーは検討中

4 今後の進め方

専門部会の開催期間については、令和元年9月から令和2年3月頃までの約6か月間とし、月1回又は2回ほど開催の上、同月までには政策懇談会に最終報告を行うことを目標とする。